

## 山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する営繕工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ロ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 4週8休以上

イ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

ロ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

(8) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式

(9) 受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注形式

**（対象工事）**

**第3条** 県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する全ての営繕工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、災害復旧等の緊急を要する工事は除くものとする。

**（発注方式）**

**第4条** 発注者は、発注者指定型による月単位の週休2日確保工事で発注することを原則とするが、改修工事等で施設運営の都合上、一定期間に集中的に施工することを要する工事は、発注者指定型による通期の週休2日確保工事とすることができる。

2 発注者は、現場条件等から、第6条第1項による適正な工期の確保が困難な場合は、受注者希望型で発注することができる。受注者希望型の場合、月単位の週休2日と通期の週休2日のいずれを採用するかは、受注者が選択することができる。

3 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

**（発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等）**

**第5条** 発注者指定型による週休2日確保工事は、次の各項のとおり取り扱う。

2 発注者は、4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

3 発注者は、入札説明書及び山形県県土整備部建築住宅課営繕室制定の「営繕工事共通特記仕様書」に、当該工事が発注者指定型による週休2日確保工事である旨を記載し、月単位の週休2日又は通期の週休2日のいずれによるものか明示する。

4 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。

5 受注者は、当初予定していた現場閉所（現場休息）日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

6 現場閉所（現場休息）の実施が、発注者が指定した月単位又は通期の4週8休に満たない場合、現場閉所（現場休息）状況に応じて労務費の補正を減じて積算した工事費により減額変更を行う。

7 発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評定において評価する。

**（受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等）**

**第5条の2** 受注者希望型による週休2日確保工事は、次の各項のとおり取り扱う。

- 2 発注者は、週休2日確保工事の係る労務費の補正を行わず工事費を積算して、予定価格を作成する。
- 3 発注者は、入札説明書及び山形県県土整備部建築住宅課営繕室制定の「営繕工事共通特記仕様書」に当該工事が受注者希望型による週休2日確保工事である旨を記載する。
- 4 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
- 5 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。
- 6 受注者は、当初予定していた現場閉所（現場休息）日に発注者が緊急の作業を養成した場合や現場見学会等の対応を行った場合は現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 7 4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合、現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて労務費を補正し積算した工事費により増額変更を行う。
- 8 発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評定において評価する。

#### （適正な工期の確保）

**第6条** 発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工事のしわ寄せがないよう設備工事等の後行程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

#### （現場閉所（現場休息）の確認方法等）

**第7条** 発注者は、(1)から(2)により現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

##### (1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

###### イ 工事着手前

- (イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- (ロ) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (ハ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

##### (2) 工事着手後

- イ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

ロ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ハ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

(3) その他留意事項

イ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

ロ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ハ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ニ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

ホ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(4) 週休2日確保工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日確保工事である旨を仮囲い等に明示する。

(5) 週休2日確保工事实施証明書

週休2日確保工事において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合、発注者は主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行する。

(その他)

第8条 工事費の積算については別紙1に基づくものとする。

2 工事成績評定については別紙2に基づくものとする。

(アンケートの実施)

第9条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

## 営繕工事における週休 2 日確保工事に係る工事費の積算について

### 1 工事費の積算方法

対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- (1) 月単位の 4 週 8 休以上 1.04
- (2) 通期の 4 週 8 休以上 1.02

### 2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

#### (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に「1 工事費の積算方法」に定める補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

#### (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

#### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

#### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

### 3 当初（発注）時の積算

(1) 発注者指定型

月単位の4週8休以上又は通期の4週8休以上いずれか指定する方の補正係数により労務費を補正し、工事費を積算する。

(2) 受注者希望型

労務費の補正は行わず、工事費を積算する。

### 4 変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

(1) 発注者指定型

イ 月単位の週休2日を指定した場合

現場閉所（現場休息）が、月単位の4週8休に満たないが通期の4週8休を達成している場合は補正係数を1(2)に変更し、4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。

ロ 通期の週休2日を指定した場合

現場閉所（現場休息）が、4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。なお、月単位の4週8休を達成した場合は補正係数を1(1)に変更し、請負代金のうち労務費補正分を増額変更する。

(2) 受注者希望型

4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合は、現場閉所（現場休息）状況に応じた1(1)又は(2)の補正係数を労務費に乗じて、増額変更する。

表 A - 2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載価格、「共通」はその両方共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
設置工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の4週8休		通期の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、排気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22



## 営繕工事における週休 2 日確保工事に係る工事成績評定の取扱いについて

### 1 方針

週休 2 日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休 2 日に取り組むため、現場閉所（現場休息）の状況にかかわらず工事成績評定の減点を行わない。

### 2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

イ 月単位の週休 2 日を達成した場合（次の 2 項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」
- ・「その他（月単位の週休 2 日を実施している。）」

ロ 通期の週休 2 日を確保した場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」

(2) 監督員の 5. 創意工夫〔その他〕において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「その他（週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」
- ・「その他（現場閉所（現場休息）による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。）」

※ 週休 2 日の確保を行った場合は、2 項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則” a ”評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ”評価としないことができる。